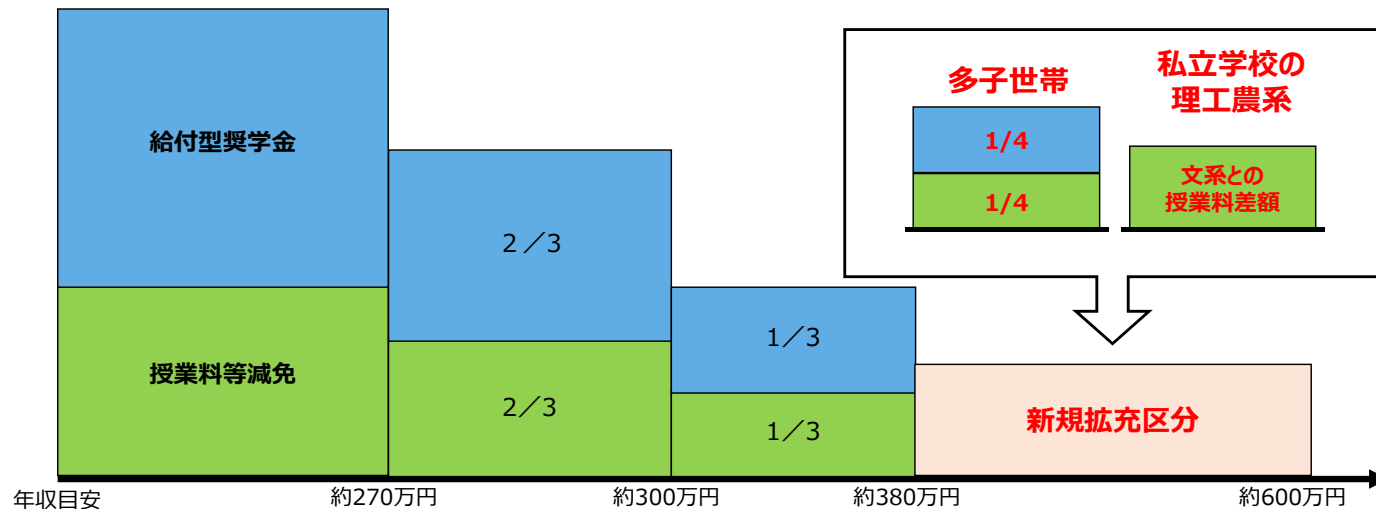


令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料減免等の中間層への拡大)

学部段階(大学・短大・高専・専門学校)向け

授業料減免等の中間層への拡大

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、**子育て支援等の観点から、多子世帯の中間層に支援対象を拡大**。あわせて理工農系の中間層にも拡大。



<支援対象>

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収600万円程度までの学部段階(大学、短大、高専4・5年生、専門学校)
- ・多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯(扶養する子が3人以上いる間、第1子から支援)が対象
- ・理工農系支援：学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれれば対象

<支給水準>

- ・多子世帯支援：全額支援の1/4支援(給付型奨学金と授業料等減免)
- ・理工農系支援：私立学校における文系との授業料差額
(人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援)

【奨学金の改正について】文部科学省ホームページトップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 奨学金事業の充実

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm

【理工農系支援の対象機関について】文部科学省ホームページトップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育の修学支援新制度 > 高等教育の修学支援新制度の対象機関(確認大学等) > 理工農系学部学科の対象機関リスト(令和5年12月1日)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm



第Ⅳ区分の授業料等減免額・給付型奨学金の支給額（予定）

【授業料等減免】

多子世帯の学生等に対しては、非課税世帯に準ずる世帯の学生の4分の1の額を減免する。私立理工農系の学部等に通う学生等に対しては、授業料平均額の文系との差額に着目して授業料等減免を行う。

【給付型奨学金（学資支給金）】

多子世帯の学生等に対してのみ、非課税世帯に準ずる世帯の学生の4分の1の額を支給する。

< 昼間制 >

< 夜間制 > ※給付額は昼間制と同じ

			授業料減免額 (年額)	入学金減免額	給付額		
					月額	(参考) 年額	
大学	多子	国公立	134,000円	70,500円	自宅	7,300円	87,600円
		自宅外			16,700円	200,400円	
	理工農	私立	175,000円	65,000円	自宅	9,600円	115,200円
		自宅外			19,000円	228,000円	
短期大学	私立	233,400円	86,700円	自宅			
短期大学	多子	国公立	97,500円	42,300円	自宅	7,300円	87,600円
		自宅外			16,700円	200,400円	
	理工農	私立	155,000円	62,500円	自宅	9,600円	115,200円
		自宅外			19,000円	228,000円	
高等専門学校	私立	155,000円	62,500円	自宅			
高等専門学校	多子	国公立	58,700円	21,200円	自宅	4,400円	52,800円
		自宅外			8,600円	103,200円	
	理工農	私立	175,000円	32,500円	自宅	6,700円	80,400円
		自宅外			10,900円	130,800円	
専門学校	私立	233,400円	43,400円	自宅			
専門学校	多子	国公立	41,700円	17,500円	自宅	7,300円	87,600円
		自宅外			16,700円	200,400円	
	理工農	私立	147,500円	40,000円	自宅	9,600円	115,200円
		自宅外			19,000円	228,000円	
専門学校	私立	147,500円	40,000円	自宅			

			授業料減免額 (年額)	入学金減免額
		私立	90,000円	35,000円
	理工農	私立	120,000円	46,700円
短期大学	多子	国公立	48,800円	21,200円
		私立	90,000円	42,500円
	理工農	私立	90,000円	42,500円
高等専門学校	多子	国公立	※現在開講されていない	
		私立		
	理工農	私立		
専門学校	多子	国公立	20,900円	8,800円
		私立	97,500円	35,000円
		理工農	私立	97,500円

※ **通信教育課程**における第Ⅳ区分の授業料等減免額及び給付型奨学金の支給額はそれぞれ以下のとおり。
 (授業料減免額及び入学金減免額は多子世帯・理工農系共通、給付額は多子世帯の学生等のみ支給。)
 授業料減免額(年額)**32,500円**
 入学金減免額(一回限り支給)**7,500円**
 給付額(年額)**12,800円**

※ **児童養護施設等の入所者等・生活保護世帯**出身者・社会的養護を必要とする学生等の給付月額以下のとおり。
 (これに該当しない自宅外通学の場合、給付額は上表のとおり。)

【大学、短期大学、専門学校】 **国公立...8,400円、私立...10,700円、** 【高等専門学校】 **国公立...6,500円、私立...8,800円**

※ 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。

令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

【制度全般】

問1 この制度は、いつから始まるのですか。

⇒ 令和6年度から開始予定です。(令和6年4月に入学する方・令和6年4月時点で前年度から在学中の方、いずれの学生も対象となります。)

問2-1 対象となる学校はどこですか。

⇒ 一定の要件を満たすことを確認された大学等(大学、短期大学、高等専門学校(4・5年生)、専門学校)に通う学生の方が対象です。なお、理工農系支援は私立の学校に通う学生の方が対象です。

問2-2 6年生の学部は、6年間支援の対象となりますか。

⇒ 修業年限が6年間の医学部・歯学部等の場合、修業年限内は支援を受けることができます。

問3 支援対象は、世帯年収がいくらまでですか。

⇒ 新たに支援する区分(p.1の新規拡充区分)の対象となる方は、世帯年収600万円程度(申請時点での年収)までです。例えば、父(給与所得者)、母(無収入)、本人(18歳)、中学生以下のきょうだい、の4人(子供3人の場合は5人)世帯の場合は世帯年収600万円程度としていますが、家族構成や就業形態に応じて年収上限が変わります。

問4 なぜ、600万円程度なのですか。

⇒ 現行制度の対象となっていない中間所得層へ対象範囲を拡大する目的で、収入基準を引き上げました。

問5 いつ申し込めば良いですか。

⇒ 令和6年度から新たに支援する区分の対象となる方については、在学採用(令和6年4月に新たに入学する方も、前年より在籍中の方も、4月以降に在籍する大学等を通じて申し込み)になる予定です。

現行制度の対象(非課税世帯～年収380万円程度までを対象)となる方については、これまでと同様に進学前の高校3年生時に高校を通じて申し込むことが可能です。

令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

【多子世帯支援】

問6 「多子世帯」とは具体的にはどのような内容ですか。

⇒ 扶養するお子さんの人数が3人以上である世帯の学生の方が対象となります。

問7 多子世帯支援の場合、支援額はどの程度でしょうか。

⇒ 全額支援の4分の1(授業料等減免と給付型奨学金)の支援を行う予定です。

【授業料等減免(予定額)】

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約7万円	約13万円	約7万円	約18万円
短期大学	約4万円	約10万円	約6万円	約16万円
高等専門学校	約2万円	約6万円	約3万円	約18万円
専門学校	約2万円	約4万円	4万円	約15万円

【給付型奨学金(予定額)】

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約9万円、自宅外生 約20万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約5万円、自宅外生 約10万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約12万円、自宅外生 約23万円
私立 高等専門学校	自宅生 約8万円、自宅外生 約13万円

令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

問8 「扶養する子供が3人以上」とは、どういう意味ですか。

⇒ 申し込んだ時点で、扶養されているお子さんが3人以上であることとしています。仮にそのご家庭にお子さんが3人いたとしても、一番上のお子さんが社会人となって扶養から外れていけば、「扶養する子供」の数としては2人になり、支援対象から外れます。

問9 多子世帯支援とは、3人目の子が対象になるのですか。

⇒ 3人目の子ではありません。1人目から対象になります。ただし上のお子さんが卒業するなどして扶養から外れると、多くの場合、下のお子さんは対象から外れることとなります。

問10 どうして「扶養する子供」という条件があるのでしょうか。

⇒ 同時に複数のお子さんを扶養されていることの負担を軽減するためにこのような条件としました。上の子供が独立したご家庭への支援継続よりも、次の代の新たに進学する子を抱える家庭への支援を優先したいと考えています。

問11 多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合、どちらが優先されますか。

⇒ 原則、多子世帯の支援となります。

問12 令和7年度から多子世帯の授業料等が無償化されると聞いたのですが、令和7年度以降は、令和6年度からの多子世帯の中間層への支援は、なくなるのでしょうか。

⇒ 令和6年度は全額支援の4分の1の支援(問7参照)ですが、令和7年度以降、授業料・入学金については、所得制限は設けず、現行制度と同様に無償化します。また、令和6年度から支給が開始される給付型奨学金については、令和7年度以降も年収約600万円以下の世帯については、年収に応じた支給を受けることができ、より支援が充実することとなります。

令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

【理工農系支援】

問13 理工農系支援の支援対象は、どうなるのですか。

⇒ 私立の大学・短大・高等専門学校(4・5年生)・専門学校に通う学生の方が対象となります。

問14 理工農系支援の場合、支援額はどの程度でしょうか。

⇒ 授業料の人文社会科学系等との差額に着目して授業料等減免で支援を行う予定です。

(参考)

	入学金	授業料		入学金	授業料
大学	約9万円	約23万円	高等専門学校	約4万円	約23万円
短期大学	約6万円	約16万円	専門学校	4万円	約15万円

問15 理工農系支援の対象校(対象学部・学科)は、どこになるのでしょうか。

⇒ 対象となる予定の私立学校の理工農系学部・学科について、リストを公表しています。

以下のリンクから御確認下さい。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm

トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育の修学支援新制度 > 高等教育の修学支援新制度の対象機関(確認大学等) > 私立学校の理工農系学部・学科のリスト(予定)

問16 理工農系支援とは、どの学部・学科が対象ですか。学部・学科の名称だけでは判断つきません。

⇒ 例えば、「データサイエンス学科」、「コンピュータシステム学科」、「環境創生学科」など、「理学」・「工学」・「農学」といった言葉が学部・学科の名称が入っていない場合でも対象となる場合があります。

各学校から申請された後、文部科学省において確認・審査を行い、対象となる予定の私立学校の理工農系学部・学科のリストを公表しておりますので、具体的な学部・学科は上記のリンクから御確認下さい。

問17 多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合、どちらが優先されますか。

⇒ 原則、多子世帯の支援となります。

なお、令和7年度から多子世帯の授業料等が無償化されますが、理工農系支援は令和7年度以降も引き続き支援されます。また、令和7年度以降、多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合は、多子世帯の支援となります。